

# 指定通所介護・指定介護予防通所介護相当サービス・指定予防専門型通所サービス

## 愛光リハビリテーションデイサービス大府運営規程

### (事業の目的)

#### 第1条

株式会社I. K corporationが開設する愛光リハビリテーションデイサービス大府(以下「事業所」という。)が行う、指定通所介護・指定介護予防通所介護相当サービス・指定予防専門型通所サービスの事業(以下、「事業」という。)の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員(以下、「生活相談員等」という。)が、要介護状態および要支援状態にある高齢者又は事業対象者(以下、「利用者」という。)に対し、適正な指定通所介護・指定介護予防通所介護相当サービス・指定予防専門型通所サービスを提供することを目的とする。

### (運営方針)

#### 第2条

- 1 指定通所介護・指定介護予防通所介護相当サービス・指定予防専門型通所サービスの提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、居宅要支援被保険者等が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持または向上を目指すものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援業者・地域包括支援センター・いきいき支援センター、知多北部広域連合、介護予防支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (名称及び所在地)

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名 称 愛光リハビリテーションデイサービス大府
- 2 所在地 愛知県大府市横根町名高山1番80

### (職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業の従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする

- 1 管理者 1名 常勤兼務1名 :生活相談員と兼務

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

#### 従業者

- 2 生活相談員 2名以上

生活相談員は、利用者及び家族からの相談や事業提供、事業所に対する利用の申込に係る調整補助、及び他の従業者と協力して通所介護計画・介護予防通所介護相当サービス計画・予防専門型通所サービス計画の作成補助等を行う。

- 3 看護職員 3名

看護職員は、健康管理等の業務に当たる。

- 4 介護職員 8名以上

介護職員は、サービスの提供に当たる。

- 5 機能訓練指導員 3名以上

機能訓練指導員は、機能訓練計画の策定及び機能訓練の実施、従業者の指導に当たる。

従業者は、指定通所介護・指定介護予防通所介護相当サービス・指定予防専門型通所サービスの提供に当たる。

## (営業日及び営業時間)

第5条 事業の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

1 営業日 月曜日から土曜日とする。

ただし国民の休日及び夏季:8月13日～8月16日

冬季:12月30日から1月4日までは除く。

2 営業時間 午前8時15分から午後5時30分までとする

3 サービス提供時間 午前9時25分から午後4時35分までとする(7時間10分)

## (指定通所介護・指定介護予防通所介護相当サービス・指定予防専門型通所サービスの利用定員)

第6条 指定通所介護・指定介護予防通所介護相当サービス・指定予防専門型通所サービスの利用定員は次のとおりとする。

1単位 27名(通常規模)

## (指定通所介護・指定介護予防通所介護相当サービス

・指定予防専門型通所サービスの内容及び利用料等)

### 第7条

1 指定通所介護・指定介護予防通所介護相当サービス・指定予防専門型通所サービスの内容は次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。当該指定通所介護・指定介護予防通所介護相当サービス・指定予防専門型通所サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を応じた額とする。

- ①送迎
- ②健康チェック
- ③入浴(一般浴)
- ④日常生活動作の機能訓練
- ⑤食事・おやつの提供
- ⑥口腔ケア
- ⑦レクリエーション

2 第9条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定予防専門型通所サービスに要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越える地点から、以下の額を徴収する。

区分(片道の距離)	交通費(送迎往復)
3. 5km 未満	600 円
3. 5km 以上4. 5km 未満	700 円
4. 5km 以上5. 5km 未満	800 円
5. 5km 以上6・5km 未満	900 円
6. 5km 以上7. 5km 未満	1.000 円
* 1 以下 1Km 増すごとに 100 円を加算	
* 2 消費税は別途	

3 食費・おやつ・レクレーション材料費として1回の通所あたり 500 円を徴収する。

4 おむつ代 150 円・パット代 100 円・マスク代 50 円を利用に応じて徴収する

5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

6 前各項の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

## (緊急時等における対応方法)

第8条 生活相談員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

## (通常の事業の実施地域)

### 第9条 通常の事業の実施地域

- |                  |                             |
|------------------|-----------------------------|
| 1 指定通所介護事業       | :大府市・名古屋市緑区・豊明市・東海市・東浦町・とする |
| 2 介護予防通所介護相当サービス | :大府市・東海市・東浦町                |
| 3 予防専門型通所サービス    | :名古屋市緑区                     |

## (サービスの利用に当たっての留意事項)

### 第10条

- 1 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。
- 2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するように指示を行う。
  - ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
  - ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
  - ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

## (非常災害対策)

### 第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出訓練を行う。

## (その他運営に関する留意事項)

### 第12条

- 1 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
  - (1) 採用時研修 採用6ヶ月以内
  - (2) 繼続研修 年2回
  - (3) 虐待防止に関する研修 年1回
  - (4) 権利擁護に関する研修 年1回
  - (5) ハラスメントに関する研修 年1回
  - (6) 感染症に関する研修 おおむね6月に1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社I. K corporationと事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

## (高齢者虐待防止の推進)

### 第13条

事業所は、虐待の発生又はその再発防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。事業所は、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

1. 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
2. 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
3. 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施すること。
4. 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置すること。

## (身体的拘束等の適正化の推進)

### 第14条

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際

入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(業務継続計画の策定)

第15条

感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、非常時の体制で早期の業務再開を図るなどの業務継続に向けた計画を策定し、その計画に従い必要な措置を講じるものとする。

1. 業務継続計画の策定、定期的な計画の見直し。
2. 従業者への業務継続計画の周知。
3. 研修、訓練の実施、記録の作成。

(衛生管理)

第16条

感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

附則

この規定は令和7年1月1日から施行する